

田原市定住・移住促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、市の人口増加と活力あるまちづくりを推進するため、市内において新築住宅を取得する若者や子育て世代等に対し、田原市定住・移住促進奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地に生活の本拠があることをいう。
- (2) 新築住宅 専ら居住の用に供するため建設された戸建て住宅又は併用住宅であって、建設工事の完了の日から1年以内の使用に供されていないものをいう。
- (3) 取得 自らの居住の用に供するために、市内において新築住宅を建設又は購入し、当該物件について所有権の登記を行うことをいう。
- (4) 居住用面積 玄関、居室、台所、浴室、トイレその他の専ら居住の用に供する部分の面積をいう。
- (5) 市内建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業者で、法人にあっては本店又は支店を、個人にあっては主たる事業所を市内に有するものをいう。
- (6) 市内販売業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に規定する宅地建物取引業者で、法人にあっては本店又は支店を、個人にあっては主たる事業所を市内に有するものをいう。

(交付対象住宅)

第3条 奨励金の交付の対象となる新築住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定する確認済証及び第7条に規定する検査済証の交付を受けていること。
- (2) 居住用面積が70平方メートル以上であること。
- (3) 取得価格が500万円以上であること。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに、市内において対象住宅を取得する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本人又はその配偶者が交付申請時に45歳以下であること。
- (2) 奨励金の交付申請時において定住していること。
- (3) 対象住宅に5年以上継続して定住すること。

- (4) 対象住宅の所有権を2分の1以上有すること。
- (5) 奨励金の交付申請時において、世帯全員に市税の滞納がないこと。
- (6) この奨励金を過去に受けていないこと。
- (7) 対象住宅の取得に対し、公共事業に伴う物件移転補償を受けていないこと。
- (8) 第7条の規定により認定を受ける日の属する年度の末日までに、奨励金の交付決定を受けることができる見込みがあること。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市外の住居に転居前1年以上居住していた者又は市内の社宅・寮若しくは賃貸住宅に転居前5年以上居住していた者 20万円
- (2) 前号に該当しない者 10万円

(奨励金の加算)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額を奨励金に加算するものとする。

- (1) 子育て加算 交付対象者が対象住宅で居住を開始した日において、義務教育終了前の子が同居する場合は、10万円を加算する。
- (2) 地区加算 赤羽根・福江市街化区域、光崎又は夕陽が浜に対象住宅を取得した場合は、10万円を加算する。
- (3) 市内事業者建築加算 対象住宅を市内建設業者が建築した場合は、20万円を加算する。

(対象住宅の認定申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、取得しようとする新築住宅について、あらかじめ対象住宅として認定を受けなければならない。

2 申請者は、対象住宅に係る建築確認の申請及び工事請負契約の締結後（建売住宅等購入の場合にあつては売買契約の締結後）速やかに田原市定住・移住促進奨励金認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 定住等予定者調書（別紙1）
- (2) 申請者の住民票の写し（市外居住者のみ）
- (3) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (4) 建築確認申請書の写し（居住用面積が明らかになる図面及び計算書添付）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(対象住宅の認定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは田原市定住・移住促進奨励金認定通知書（様式第2号）により、認定できないときは田原市定住・移住促進奨励金不認定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付申請)

第9条 申請者は、対象住宅に居住を開始し、住民票の異動が完了したときは、速やかに田原市定住・移住促進奨励金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 定住等誓約書（別紙2）
- (2) 申請者及び同居するすべての世帯員が記載されている住民票
- (3) 工事請負契約書又は売買契約書の写し（第7条の規定による認定申請時から変更のあった場合に限る。）
- (4) 居住用面積が明らかになる図面及び計算書（第7条の規定による認定申請時から変更のあった場合に限る。）
- (5) 建築基準法による検査済証の写し
- (6) 建物の登記事項証明書の写し
- (7) 申請者及び申請者の属する世帯のすべての世帯員の納税証明書又は市税の滞納がないことの証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 奨励金は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間、1世帯及び対象住宅1戸につき1回に限り交付する。

（奨励金の交付決定）

第10条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は、奨励金の交付を決定し、その旨を田原市定住・移住促進奨励金交付決定通知書（様式第5号）により、奨励金を交付しないときは田原市定住・移住促進奨励金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による田原市定住・移住促進奨励金交付決定通知書をもって、交付額の確定の通知とみなすものとする。

（奨励金の交付請求）

第11条 前条第2項の規定により交付額の確定を受けた者が、奨励金の交付を請求しようとするときは、田原市定住・移住促進奨励金請求書（様式第7号）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し及び奨励金の返還）

第12条 市長は、第10条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 対象住宅に居住を開始した日から5年以内において、居住の本拠を他の市町村等に移すことになったとき、又は当該対象住宅を他人に譲渡したとき。
- (2) 偽りやその他不正な手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が奨励金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、田原市定住・移住促進奨励金交付決定取消通知書（様式第8号）により、当該交付の決定を取り消した者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に奨励金の交付を受けているときは、当該奨励金の全部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により奨励金を返還させようとするときは、田原市定住・移住促進奨励金返還通知書(様式第9号)により、当該奨励金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、市長が定める期日までに奨励金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条及び第13条の規定に基づく奨励金の返還等の手続については、この要綱の失効後も効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

田原市定住・移住促進奨励金認定申請書

年 月 日

田原市長 様

申請者 住 所
 ふりがな
 氏 名 印
 電話番号（ ） ー

田原市定住・移住促進奨励金の認定を受けたいので、田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 対象住宅の概要	所在地	田原市			
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅(<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)			
	取得方法	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> その他()			
	居住用面積等 (床面積)	階	住宅部分	住宅以外の部分	合計
		2階	m ²	m ²	m ²
		1階	m ²	m ²	m ²
		合計	m ²	m ²	m ²
建築確認年月日 (工事届)	年 月 日	工事(売買)完了 (予定)年月日	年 月 日		
工事施工者 (販売業者)	住所				
	氏名		連絡先		
2 添付書類	(1) 別紙1 定住等予定者調書 (2) 申請者の住民票の写し (市外居住者のみ) (3) 工事請負契約書又は売買契約書の写し (4) 建築確認申請書の写し (居住用面積が明らかになる図面及び計算書等) (5) その他市長が必要と認める書類				

(別紙1)

定住等予定者調書

1 交付申請時において対象住宅に居住予定の者

氏名	続柄	性別	生年月日	現住所
	申請者			

(同意する場合には、□にレ点を記す。)

- 当該認定申請について必要な場合には、田原市が住民基本台帳その他公簿で調査を行うことについて同意します。

田原市長 様

年 月 日

氏名 印

様式第2号（第8条関係）

田原市定住・移住促進奨励金認定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった田原市定住・移住促進奨励金対象住宅については、下記のとおり認定したので田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 奨励金見込額 金 円
- 2 申請者の区分 田原市外の住居に1年以上居住
 田原市内の社宅・寮、賃貸住宅に5年以上居住
 上記以外
- 3 加算等の見込 子育て加算
 地区加算
 市内事業者建築加算

（注意事項）

- (1) この通知は、本奨励金の対象となる住宅であることを認定するものであり、奨励金の交付を決定したものではありません。このことについては、交付申請を経て決定されます。
- (2) この通知は、奨励金交付申請のときに必要となりますので、大切に保管してください。
- (3) 交付申請は建築完了後速やかに行ってください。

様式第3号（第8条関係）

田原市定住・移住促進奨励金不認定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった田原市定住・移住促進奨励金対象住宅については、審査の結果、下記の理由により適当でないと認めたので田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

理由：

様式第4号（第9条関係）

田原市定住・移住促進奨励金交付申請書

年 月 日

田原市長 様

申請者 住 所
ふりがな
氏 名 印
電話番号（ ） —

田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第9条の規定により奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 金 円

区分（該当するものにレ点を記す。）	金額	該当欄
田原市外の住居に転入前1年以上居住していた者	20万円	<input type="checkbox"/>
田原市内の社宅・寮、賃貸住宅に転居前5年以上居住していた者		<input type="checkbox"/>
上記に該当しない者	10万円	<input type="checkbox"/>

2 加算区分

区分（該当するものすべてにレ点を記す。）	金額	該当欄
子育て加算		
義務教育終了前の子が同居する世帯	10万円	<input type="checkbox"/>
地区加算		
赤羽根・福江市街化区域、光崎、夕陽が浜	10万円	<input type="checkbox"/>
市内事業者建築加算		
市内建設業者が建築	20万円	<input type="checkbox"/>

3 対象住宅の取得年月日 年 月 日

4 居住を開始した日（住民異動日等） 年 月 日

※別紙2 定住等誓約書添付

(別紙2)

定住等誓約書

(同意する場合には、□にレ点を記す。)

- 田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第4条の規定に従い、居住を開始した日から5年以上対象住宅に定住することに同意します。
- 田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第12条に該当したときは、同要綱第13条の規定に基づく返還命令に従います。
- 当該申請について必要な場合には、田原市が住民基本台帳、納税状況に関する資料及びその他公簿等の調査を行うことについて同意します。
- 本奨励金について暴力団を利することを利用しないことを確約します。また、当該申請について必要な場合には、田原市が申請者の個人情報を愛知県警察本部に照会することを承諾します。
- 申請内容に疑義が生じ、田原市が調査することになった場合は、それに同意・協力し、指示に従います。
- 本奨励金に関連し田原市が実施する予定の定住意識調査等に協力します。

田原市長 様

年 月 日

氏名

印

※添付書類

- (1) 申請者及び申請者の属する世帯のすべての世帯員が記載されている住民票
- (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し（第7条の規定による認定申請時から変更のあった場合に限る。）
- (3) 居住用面積が明らかになる図面及び計算書（第7条の規定による認定申請時から変更のあった場合に限る。）
- (4) 建築基準法による検査済証の写し
- (5) 建物の登記事項証明書の写し
- (6) 申請者及び申請者の属する世帯のすべての世帯員の納税証明書又は市税の滞納がないことの証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

様

田原市長 印

田原市定住・移住促進奨励金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった田原市定住・移住促進奨励金については、下記のとおり交付決定したので田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 対象住宅の取得に要する経費及び奨励金交付決定額

取得に要する経費 金 円

奨励金の交付決定額 金 円

- 2 申請者の区分
- 田原市外の住居に転入前1年以上居住
 - 田原市内の社宅・寮、賃貸住宅に転居前5年以上居住
 - 上記以外

- 3 加算等の区分
- 子育て加算
 - 地区加算
 - 市内事業者建築加算

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

田原市長 印

田原市定住・移住促進奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった田原市定住・移住促進奨励金については、審査の結果、下記の理由により適当でないと認めたので、田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

理由：

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

田原市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号（ ） ー

田原市定住・移住促進奨励金請求書

年 月 日付け 第 号 田原市定住・移住促進奨励金交付
決定通知書をもって、田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第11条の規定により、
下記のとおり請求します。

記

1 支払請求金額 金 円

2 振込先

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名称	
	本支店名	
	口座の種別	普通 ・ 当座 （該当に○）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第8号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

田原市長 印

田原市定住・移住促進奨励金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け 第 号 により交付を決定した田原市定住・移住促進奨励金については、下記のとおり交付決定を取り消したので、田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1 奨励金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 取消額 | 金 | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 金 | 円 |
| 4 取消の理由 | | |

様式第9号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

田原市長 印

田原市定住・移住促進奨励金返還通知書

年 月 日付け 第 号 により既に交付した田原市定住・移住促進奨励金について、田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付済み額 金 円
- 3 返還すべき金額 金 円
- 4 返還期限 年 月 日まで
- 5 返還方法
- 6 返還理由